



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *1 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 6
- *2 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 7
- *3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 7
- *4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 8
- *5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *6 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 15
- *8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 18
- *9 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 19
- *10 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 20
- *11 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 (環境管理課)..... 21
- *12 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 21
- *13 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 22
- *14 和歌山県魚介類行商条例を廃止する条例 (")..... 26
- *15 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (")..... 27
- *16 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 31
- *17 和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (労働政策課)..... 32
- *18 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 33
- *19 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 34
- *20 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 34
- *21 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")..... 35
- *22 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 35
- *23 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 36
- *24 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例 (")..... 36
- *25 和歌山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (")..... 39
- *26 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 40
- *27 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 41
- *28 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 41

公布された条例のあらまし

| | | |
|---|------------------------------|----|
| ◇ | 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 1 | 条例概要 | 11 |

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第23条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるとともに、職員の給与条例に規定する給料表を特定業務等従事任期付職員に適用することとするほか、所要の改正等を行うこととしました。（第8条～第12条及び別表第1～別表第3関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について、職員の給与に関する条例等に規定する給料表を適用することとするともに、所要の改正等を行うこととしました。（第24条、第26条～第36条及び別表第1～別表第6関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子（満9歳に達した日の属する学年が終わる日に達するまでの子に限る。）を養育する職員について、当該子の養育のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。（第8条の2、第11条及び第17条～第19条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、税務手当の額の改定を行い、社会福祉業務手当の支給要件等を改め、大気汚染防止法第26条第1項の規定に基づき吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等に係る解体等工事の現場への立入検査に従事したときを新たに特別環境作業従事手当の支給の対象とするとともに、新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の作業に従事したときを新たに防疫業務等手当の特例の対象とするほか、所要の改正を行うこととしました。（第5条、第8条、第11条、第19条並びに附則第19項及び第20項関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は、令和2年2月14日から適用します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第7条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宣誓書への押印を要しないこととするとともに、様式を見直すこととしました。（別記様式1～別記様式5関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

1 条例概要

大気汚染防止法等の一部改正に伴い、特定建築材料の定義を改めるほか、所要の改正を行うこととしました。（目次、第1条の2及び第35条の3関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。（第2条及び第2条の2関係）

2 施行期日

令和3年6月9日から施行します。

◇ 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

レジオネラ症の発生の防止のため、公衆浴場の構造設備の基準を定めるとともに、入浴者の衛生に必要な措置の基準を改めるほか、所要の改正を行うこととしました。（第1条の2及び第2条～第7条関係）

2 施行期日

令和3年6月1日から施行します。ただし、第2条に9号を加える改正規定及び第2条の3の改

正規定は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県魚介類行商条例を廃止する条例

1 条例概要

食品衛生法等の一部改正に伴い、和歌山県魚介類行商条例を廃止するとともに、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

令和3年6月1日から施行します。

◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

レジオネラ症の発生の防止のため、宿泊者の衛生に必要な措置の基準を改めるとともに、旅館業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。（第1条の2、第3条及び第6条～第9条関係）

2 施行期日

令和3年6月1日から施行します。ただし、第6条に1項を加える改正規定、第8条に1項を加える改正規定（同条第2項第2号に係る部分に限る。）、同条を第9条とする改正規定、第7条に1項を加える改正規定及び同条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子（満9歳に達した日の属する学年が終わる日に達するまでの子に限る。）を養育する職員について、当該子の養育のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設することに伴い、所要の改正を行うこととしました。（第18条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、普通職業訓練に係る訓練の実施方法に関する基準を改めました。（第5条及び第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を徴収する物件に自動運行補助施設を加えるとともに、所要の改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

紀三井寺公園のスコアボードの利用区分及び利用料金を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。（別表第3関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第19条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

本人確認情報の利用に係る教育委員会の事務に修学奨励金の返還の猶予及び返還期間の延長に関する事務を加えました。(別表第2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

修学奨励金の返還の猶予及び返還期間の延長に関する事務において個人番号を利用することができることとしました。(別表第1関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例

1 条例概要

大学等に進学し、及び在学する者であって、学業に対する意欲及び能力が高く、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対し、大学生等進学支援金を貸与することにより、修学の奨励を図り、もって県内における有為な人材の確保に資することとしました。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

1 条例概要

和歌山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第21条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

感染症患者等接触手当の特例の対象となる業務に係る新型コロナウイルス感染症の規定につき、所要の改正を行いました。（附則第7項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 肥料取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第3第9項関係）
- (2) 漁業法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。（別表第3第11項関係）
- (3) 家畜改良増殖法等の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証の書換交付及び再交付に係る手数料の額を定めるほか、規定の整備を行いました。（別表第3第12項関係）
- (4) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。（別表第3第6項関係）
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料の額を改定するほか、所要の改正を行うこととしました。（別表第3第13項関係）
- (6) 食品衛生法等の一部改正等に伴い、手数料の額の改定を行うとともに、和歌山県魚介類行商条例の施行に関する事務に係る手数料を廃止するなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。（別表第3第3項関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(1)、(2)及び(3)の改正規定 公布の日
- (2) 1の(6)の改正規定 令和3年6月1日

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額につ | 第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額につ |

いては、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、100分の167.5とする。

いては、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第2号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和3年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> | <p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和2年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第4号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じ</p> | <p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の125</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合に</u></p> |

て得た額」とする。

は100分の110、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第5号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--------------------|--------|--------------------|--------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | <p>（特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定業務等従事任期付職員行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 特定業務等従事任期付職員研究職給料表（別表第2）</p> <p>(3) 特定業務等従事任期付職員医療職給料表（別表第3）</p> <p>ア 特定業務等従事任期付職員医療職給料表</p> <p> (1) 特定業務等従事任期付職員医療職給料表</p> <p> (2) 特定業務等従事任期付職員医療職給料表</p> <p> (3) 特定業務等従事任期付職員医療職給料表</p> <p>2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容の例による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">特定業務等従事任期付職員行政職給料表</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">行政職給料表</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定業務等従事任期付職員研究職給料表</td> <td style="padding: 2px;">研究職給料表</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)</td> <td style="padding: 2px;">医療職給料表(1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)</td> <td style="padding: 2px;">医療職給料表(2)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)</td> <td style="padding: 2px;">医療職給料表(3)</td> </tr> </table> | 特定業務等従事任期付職員行政職給料表 | 行政職給料表 | 特定業務等従事任期付職員研究職給料表 | 研究職給料表 | 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1) | 医療職給料表(1) | 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2) | 医療職給料表(2) | 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3) | 医療職給料表(3) |
| 特定業務等従事任期付職員行政職給料表 | 行政職給料表 | | | | | | | | | | |
| 特定業務等従事任期付職員研究職給料表 | 研究職給料表 | | | | | | | | | | |
| 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1) | 医療職給料表(1) | | | | | | | | | | |
| 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2) | 医療職給料表(2) | | | | | | | | | | |
| 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3) | 医療職給料表(3) | | | | | | | | | | |

(特定業務等短時間勤務職員の給料月額)
第8条 第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「特定業務等短時間勤務職員」という。)の給料月額は、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員の給与条例」という。)第8条第4項の規定にかかわらず、同項の規定により適用される給料表の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等)
第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(1) 職員の給与条例第8条から第9条まで、第10条、第11条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第20条、第24条及び第24条の2の規定

(2)～(4) 略

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の

3 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付し、その給料表により特定業務等従事任期付職員に給料を支給しなければならない。

4 特定業務等従事任期付職員の平常の勤務が、その者の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う特定業務等従事任期付職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、その者について定められる給料月額が適当でない認められるときは、その特殊性に応じ、その給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(特定業務等短時間勤務職員の給料月額)
第9条 特定業務等従事任期付職員のうち第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「特定業務等短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等)
第10条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員の給与条例」という。)第8条から第9条まで、第10条、第11条、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第20条、第24条及び第24条の2の規定

(2)～(4) 略

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には「100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の

6 第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、100分の107.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

5 略

(特定業務等短時間勤務職員に対する職員の給与条例の適用除外等)
第10条

職員の給与条例第14条、第14条の3から第14条の5まで、第16条の2、第20条及び第21条の規定は、特定業務等短時間勤務職員には適用しない。

2 略

第11条 略

6 第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額)」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

5 略

(特定業務等従事任期付職員に対する職員の給与条例の適用除外等)

第11条 職員の給与条例第8条及び第9条の2から第11条までの規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

2 職員の給与条例第14条、第14条の3から第14条の5まで、第15条の2、第16条の2、第20条及び第21条の規定は、特定業務等短時間勤務職員には適用しない。

3 略

第12条 略

別表第1(第8条関係) 略

別表第2(第8条関係) 略

別表第3(第8条関係) 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第24条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|---|---|
| 略 | 略 | 略 |
| 第7条第3項 | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例)
第26条

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第24条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|---|---|
| 略 | 略 | 略 |
| 第7条第3項 | 略 | 略 |
| 第8条第3項 | 格付し、その給料表により特定業務等従事任期付職員に給料を支給しなければならない | 格付するものとし、その者の給料月額は、その格付した職務の級の給料月額に、算出率を乗じて得た額とする |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例)

第26条 職員の給与に関する条例第8条、教育職員の給与に関する条例第8条、警察職員の給与に関する条例第7条及び市町村立学校職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員には、次の給料表を適用し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表(別表第1)
 - (2) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表(別表第2)
 - (3) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(別表第3)
 - ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)
 - イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)
 - ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)
 - (4) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表(別表第4)
 - ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)
 - イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表
 - (5) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表(別表第5)
 - (6) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表(別表第6)
 - ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表
 - イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)
 - ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表
- 2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容の例による。

| | |
|-------------------------|--------|
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表 | 行政職給料表 |
|-------------------------|--------|

| | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表 | 研究職給料表 |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1) | 医療職給料表(1) |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2) | 医療職給料表(2) |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3) | 医療職給料表(3) |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1) | 教育職員の給与に関する条例の高等学校等教育職員給料表 |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表 | 中学校教育職員給料表 |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表 | 警察官給料表 |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表 | 小学校、中学校等教育職員給料表 |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2) | 市町村立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職員給料表 |
| 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表 | 学校栄養職員給料表 |

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額、職員の給与に関する条例第8条第4項、教育職員の給与に関する条例第8条第3項、警察職員の給与に関する条例第7条第4項及び市町村立学校職員の給与に関する条例第10条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により適用される給料表の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)
第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に

3 任命権者は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付するものとし、その者の給料月額は、その格付した職務の級の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の平常の勤務が、その者の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、その者について定められる給料月額が適当でないと認められるときは、その特殊性に応じ、その給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則又は教育委員会規則で定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例等の特例)
第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に

についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|---------------|------------|
| 略 | | |
| 第25条の2 | 第20条、第21条及び前条 | 第20条及び第21条 |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)
 第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|-----------------------------|--------------------------|
| 略 | | |
| 第21条の2 | 第15条の4、第16条の3から第16条の5まで及び前条 | 第15条の4及び第16条の3から第16条の5まで |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)
 第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|-----------------|--------------|
| 略 | | |
| 第23条の2 | 第14条の2、第20条及び前条 | 第14条の2及び第20条 |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)
 第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|---------------------------|------------------------|
| 略 | | |
| 第22条の2 | 第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条 | 第18条の3から第18条の5まで及び第20条 |
| | 略 | 略 |

についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|----------------------|--------------------------|
| 略 | | |
| 第25条の2 | 第16条の2、第20条、第21条及び前条 | 第15条の2、第16条の2、第20条及び第21条 |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)
 第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|----------------------|--------------------------|
| 略 | | |
| 第21条の2 | 第16条の3から第16条の5まで及び前条 | 第15条の5及び第16条の3から第16条の5まで |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例等の特例)
 第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|-----------------|---------------------|
| 略 | | |
| 第23条の2 | 第14条の2、第20条及び前条 | 第13条の2、第14条の2及び第20条 |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)
 第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|---------------------------|-------------------------------|
| 略 | | |
| 第22条の2 | 第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条 | 第17条の5、第18条の3から第18条の5まで及び第20条 |
| | 略 | 略 |

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の特例)
 第31条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等

に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------------|---|--|
| <p>第3条 第1項</p> | <p>教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）の別表の高等学校等教育職員給料表、中学校教育職員給料表又は小学校、中学校等教育職員給料表</p> | <p>職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の別表第4の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表又は別表第6の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表若しくは育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)</p> |
| <p>第3条 第3項</p> | <p>教育職員の給与条例</p> | <p>教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）</p> |
| <p>第4条 第2号</p> | <p>市町村立学校職員の給与条例</p> | <p>市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）</p> |

第31条～第35条 略

第32条～第36条 略

- 別表第1（第26条関係） 略
- 別表第2（第26条関係） 略
- 別表第3（第26条関係） 略
- 別表第4（第26条関係） 略
- 別表第5（第26条関係） 略
- 別表第6（第26条関係） 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第17条第1項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) 略 2・3 略</p> <p>(休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇とする。</p> <p>第16条 略</p> <p>(子育て部分休暇) 第17条 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。）が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子（満9歳に達した日の属する学年が終わる日に達するまでの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3 子育て部分休暇については、第15条第3項の規定を準用する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇の承認) 第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第19条・第20条 略</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) 略 2・3 略</p> <p>(休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</p> <p>第16条 略</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認) 第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第18条・第19条 略</p> |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第18条の規定による介護休暇の承認</p> <p>(3) 略</p> | <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第17条の規定による介護休暇の承認</p> <p>(3) 略</p> |

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報酬)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の基本報酬の額は、会計年度任用職員と給料表適用職員及び給料表適用教育職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い定める月額(以下「基準月額」という。)に基づき、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の範囲内において任命権者の定める額とする。この場合において、基準月額は、別表左欄に掲げる業務の種別の区分に応じ、同表中欄に掲げる基礎額から同表右欄に掲げる上限額までの範囲内において定めるものとする。</p> <p>(1) 日額 基準月額を21で除して得た額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項本文に規定する勤務時間(以下「1日当たりの基本勤務時間」という。)で除して得た額(以下「基本時間額」という。)に、勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の1日当たりの正規の勤務時間(以下「1日当たりの正規の勤務時間」という。)を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(給与からの減額)</p> <p>第5条 会計年度任用職員が、勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める当該会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務しないときは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定</p> | <p>(報酬)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の基本報酬の額は、会計年度任用職員と給料表適用職員及び給料表適用教育職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い定める月額(以下「基準月額」という。)に基づき、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の範囲内において任命権者の定める額とする。この場合において、基準月額は、別表左欄に掲げる業務の種別の区分に応じ、同表中欄に掲げる基礎額から同表右欄に掲げる上限額までの範囲内において定めるものとする。</p> <p>(1) 日額 基準月額を21で除して得た額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項本文に規定する勤務時間(以下「1日当たりの基本勤務時間」という。)で除して得た額(以下「基本時間額」という。)に、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の1日当たりの正規の勤務時間(以下「1日当たりの正規の勤務時間」という。)を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(給与からの減額)</p> <p>第5条 会計年度任用職員が、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める当該会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務しないときは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定</p> |

する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給する。

する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第8号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(税務手当) 第5条 略 2 前項の手当の額は、<u>勤務1日につき900円とする。</u></p> <p>(社会福祉業務手当) 第8条 社会福祉業務手当は、紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター、<u>精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員（給料の調整額を受ける職員を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときに支給する。</u> 2 前項の手当の額は、<u>勤務1日につき640円とする。ただし、児童福祉法第12条第1項の規定に基づき設置される児童相談所に勤務する職員にあっては、前項の業務のうち、同法に定める相談、指導等の業務に従事した場合は、勤務1日につき1,000円とする。</u></p> <p>(精神保健業務手当) 第11条 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定に基づく調査（患者に接する場合に限る。）、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条の2の2第1項の規定に基づく入院措置のための移送又は同法第34条第1項、第2項若しくは第3項の規定に基づく医療保護入院のための移送に従事したとき。 (2) 略 2 略</p> <p>(特別環境作業従事手当) 第19条 特別環境作業従事手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)～(ii) 略 <u>(12) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定に基づく解体等工事の現場</u></p> | <p>(税務手当) 第5条 略 2 前項の手当の額は、<u>勤務1月につき2万円以内とする。</u></p> <p>(社会福祉業務手当) 第8条 社会福祉業務手当は、紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員（給料の調整額を受ける職員を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、<u>勤務1月につき1万2,800円以内とする。</u></p> <p>(精神保健業務手当) 第11条 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第1項の規定に基づく調査（患者に接する場合に限る。）、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条の2の2第1項の規定に基づく入院措置のための移送又は同法第34条第1項、第2項若しくは第3項の規定に基づく医療保護入院のための移送に従事したとき。 (2) 略 2 略</p> <p>(特別環境作業従事手当) 第19条 特別環境作業従事手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)～(ii) 略</p> |

(吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等に係る解体等工事の現場に限る。)への立入検査に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号から第9号まで及び第12号の場
合 勤務1日につき300円
(2)・(3) 略

附 則

(防疫業務等手当の特例)

- 19 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。))から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、防疫業務等手当を支給する。この場合において、第9条の規定は適用しない。
(1) 略
(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査
(3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会
が定めるもの

- 20 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号又は第3号の作業に従事した場合 勤務1日につき3,000円(患者の身体に接触して又は患者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)
(2) 前項第2号の作業に従事した場合 勤務1日につき330円

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号から第9号までの場合 勤務1
日につき300円
(2)・(3) 略

附 則

(防疫業務等手当の特例)

- 19 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。))から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、防疫業務等手当を支給する。この場合において、第9条の規定は適用しない。

- (1) 略

- (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会
が定めるもの

- 20 前項の手当の額は、勤務1日につき3,000円
(患者の身体に接触して又は患者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は、令和2年2月14日から適用する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第9号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------|-----------------|
| (期末手当) 第7条 略 | (期末手当) 第7条 略 |

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 (1)～(4) 略
 3～5 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 (1)～(4) 略
 3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 別記 様式1（教育公務員及び警察職員を除く職員） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 宣 誓 書 略 氏 名 </div> 様式2（教育公務員） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 宣 誓 書 略 氏 名 </div> 様式3（公安委員会の委員） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 宣 誓 書 略 氏 名 </div> 様式4（警視正以上の警察官を除く警察官） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 宣 誓 書 略 氏 名 </div> 様式5（警察官以外の警察職員） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 宣 誓 書 略 氏 名 </div> | 別記 様式1（教育公務員及び警察職員を除く職員） 宣 誓 書 略 氏 名 印 様式2（教育公務員） 宣 誓 書 略 氏 名 印 様式3（公安委員会の委員） 宣 誓 書 略 氏 名 印 様式4（警視正以上の警察官を除く警察官） 宣 誓 書 略 氏 名 印 様式5（警察官以外の警察職員） 宣 誓 書 略 氏 名 印 |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>目次 第1章・第2章 略 第2章の2 石綿に関する規制（<u>第35条の2</u>）</p> <p>第3章～第8章 略 付則</p> <p>（定義等） 第1条の2 略 2～9 略</p> <p><u>10 この条例において「特定建築材料」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第11項に規定する特定建築材料をいう。</u></p> <p>11～13 略</p> | <p>目次 第1章・第2章 略 第2章の2 石綿に関する規制（<u>第35条の2・第35条の3</u>）</p> <p>第3章～第8章 略 付則</p> <p>（定義等） 第1条の2 略 2～9 略</p> <p><u>10 この条例において「石綿含有吹付け材」とは、石綿を含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>11 この条例において「特定建築材料」とは、石綿含有吹付け材その他の石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>12～14 略</p> <p>（事業者の努力義務） <u>第35条の3 石綿を含む建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第8項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。）を行う事業者は、当該作業により大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、当該石綿の粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第12号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（設立の認証申請等）</p> <p>第2条 略 2～4 略 5 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び公衆の縦覧に関し必要な事項については、規則で定める。</p> <p>（申請書等の補正）</p> <p>第2条の2 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>2 法第10条第4項の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を知事に提出してするものとする。</p> | <p>（設立の認証申請等）</p> <p>第2条 略 2～4 略 5 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び公衆の縦覧に関し必要な事項については、規則で定める。</p> <p>（申請書等の補正）</p> <p>第2条の2 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>2 法第10条第3項の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を知事に提出してするものとする。</p> |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県特定非営利活動促進法施行条例第2条第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正後の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前に改正法による改正前の特定非営利活動促進法第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1）一般公衆浴場 公衆浴場のうち、日常生活における通常の保健衛生上必要な入浴のため</u></p> | <p>第1条の2 この条例において「一般公衆浴場」とは、日常生活における通常の保健衛生上必要な入浴のために設けられた公衆浴場をいい、「その他の公衆浴場」とは、保養、美容、娯楽その他日常生活における通常の保健衛生以外の目的をもって設けられた浴場であつて、構造、設備又は営業形態が一般公衆浴場と異なる公衆浴場をいう。</p> |

- に設けられたものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (6) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (8) 貯湯槽 原湯及び原水を貯留する槽をいう。
- (9) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子等を除去する装置をいう。
- (10) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (11) 調節箱 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓に送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- (12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- (13) 循環式浴槽 原湯及び原水の使用量を少なくする目的で、浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。
- (14) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (15) 回収槽 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。

第2条 公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第2項に規定する施設にあっては、第3号から第5号まで及び第9号を除く。

- (1)～(13) 略
- (14) 貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。
- (15) 循環式浴槽を設置している場合は、次に掲げる措置を講ずること。
ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。
イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (16) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- (17) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。
- (18) 内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
- (19) 浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け

第2条 一般公衆浴場の構造は、次の各号の条件を具備しなければならない。

- (1)～(13) 略

- 、内部の清掃を容易に行える位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。
- (20) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- (21) 配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。
- (22) 調節箱を設置する場合は清掃を容易に行える構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒が行えるようにすること。

第2条の2 その他の公衆浴場のうち蒸気、熱気又は砂等を使用して浴室に同時に多数人を入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

- (1)～(4) 略
- 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1)～(5) 略

第2条の3 知事は、公衆浴場の構造設備について、前2条の規定によることが困難であり、かつ、入浴者数その他特別な事情により公衆衛生上及び風紀上支障がないと認める場合においては、その基準を緩和することができる。

第3条 公衆浴場の下足及び傘の置場は適当な場所に設けなければならない。

第4条 公衆浴場の脱衣場の設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 紙くず箱を1個以上備えること。

第5条 公衆浴場の浴室の設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

(1) 入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を備えること。

(2) 洗い桶及び腰掛を十分に備えること。

2 略

第6条 一般公衆浴場の営業者又は管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 浴槽水は、常に満水状態に保つとともに、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより浴槽からあふれ出させ、清浄に保つこと。

(4) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(次号において「水道水」という。)以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

第2条の2 その他の公衆浴場のうち蒸気、熱気又は砂等を使用して浴室に同時に多数人を入浴させる施設の構造は、前条各号に掲げるもののほか、次の各号の条件を具備しなければならない。

- (1)～(4) 略
- 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造は、前条各号(第3号から第5号まで及び第9号を除く。)に掲げるもののほか次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1)～(5) 略

第2条の3 知事は、その他の公衆浴場の構造及び設備について、前条の規定によることが困難であって、入浴者数その他特別な事情により公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、その基準を緩和することができる。

第3条 公衆浴場の下足及び傘の置場は適当な場所に男女を区別し、設けなければならない。

第4条 公衆浴場の脱衣場の設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) たんづぼ及び紙くず箱を1個以上備えること。

第5条 公衆浴場の浴室の設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

(1) 浄水及び掛湯を供給すべき適当な設備をなし、これに孔径内法0.02メートル以上の出口の流出装置を男女各浄水5個以上掛湯3個以上を設けること。

(2) 小おけ又は、かなだら及び小型腰掛を十分に備えること。

2 略

3 第2条の2第2項に規定する施設については前2項の規定にかかわらず、必要に応じた数の浄水及び掛湯の流出装置、シャワー装置並びに小おけ及び小型腰掛を備えなければならない。

第6条 一般公衆浴場の営業者又は管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 浴槽の湯は常に充滿せしめ浄水及び掛湯は常に流出するようにすること。

(4) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水並びに洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規

- (5) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、1年に1回以上水質検査を行い、その結果を証する書類を検査の日から3年間保管すること。
- (6) 浴槽は、毎日(循環式浴槽にあっては、1週間に1回以上)、完全に換水し、清掃すること。
- (7) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう努めるとともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。
- (8) 浴槽水(客ごとに完全換水し清掃するものを除く。)は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行い、その結果を証する書類を検査の日から3年間保管すること。
- (9) 貯湯槽を設置している場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
 ア 貯湯槽の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保つとともに、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
 イ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
 ウ 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。
- (10) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 ア ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管については、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。
 イ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

- (5) 浴槽は、毎日(循環ろ過器によって浴槽水を浄化することができる機能を有する浴槽(以下「循環式浴槽」という。))にあっては、1週間に1回以上)、完全に換水し、かつ、清掃すること。
- (6) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 ア 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を設置している場合にあっては、貯湯槽の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
 イ 浴槽水は、1年に1回以上水質検査を行い、当該検査結果を検査の日から3年間保管すること。
 ウ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないようにするとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することができない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあっては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤を使用する方法と同等以上の方法によること。

ウ 浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤は、浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。

エ 浴槽水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

オ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと

(11) 水位計に通じる配管は1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(12) シャワーは1週間に1回以上、内部の水が置き換わるよう通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れを1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(13) 調節箱を設置している場合は、生物膜の状況を監視し、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(14) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(15) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。

(16) 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を定期的に行うこと。

(17) 第5号及び第8号に規定する水質検査の結果、規則で定める事項が水質基準に適合しなかった場合は、その旨を知事に報告すること

(18) 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること。

(19) 新たに営業を開始する場合又は営業を休止した後に再開する場合にあっては、浴場内を十分に消毒した後に営業を開始又は再開すること。

(20)～(24) 略

第7条 その他の公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号（第22号を除く。）に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(7)～(11) 略

第7条 その他の公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号（第9号を除く。）に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条に9号を加える改正規定及び第2条の3の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県魚介類行商条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

和歌山県魚介類行商条例を廃止する条例

和歌山県魚介類行商条例（昭和42年和歌山県条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|--|-------|--|--|--|--------|--|---|----|-----|-------|--|---|------|---------------------------------|--|-------------------------------------|--|--|--|--|--|---|--|----------------------------------|--|---|--|--------|--|
| （市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。 | | （市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4～73 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事務 | 市町村 | 1～3 略 | | | | 4～73 略 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 4 和歌山県魚介類行商条例（昭和42年和歌山県条例第7号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（和歌山市の区域のみにおいて行う行商に係るものに限る。） </td> <td>和歌山市</td> </tr> <tr> <td> (1) 条例第3条第1項の規定による許可 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 条例第4条第2項の規定による許可証の交付 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 条例第6条の規定による届出の受理及び許可証の書替え </td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 条例第9条第1項の規定による届出の受理及び許可証の再交付並びに同条第2項の規定による許可証の返納の受理 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> (5) 条例第10条第1項の規定による検査及び同条第2項の規定による標示 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> (6) 条例第13条の規定による届出の受理 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> (7) 条例第14条第1項の規定による命令及び同条第2項の規定による許可の取消し </td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～74 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事務 | 市町村 | 1～3 略 | | 4 和歌山県魚介類行商条例（昭和42年和歌山県条例第7号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（和歌山市の区域のみにおいて行う行商に係るものに限る。） | 和歌山市 | (1) 条例第3条第1項の規定による許可 | | (2) 条例第4条第2項の規定による許可証の交付 | | (3) 条例第6条の規定による届出の受理及び許可証の書替え | | (4) 条例第9条第1項の規定による届出の受理及び許可証の再交付並びに同条第2項の規定による許可証の返納の受理 | | (5) 条例第10条第1項の規定による検査及び同条第2項の規定による標示 | | (6) 条例第13条の規定による届出の受理 | | (7) 条例第14条第1項の規定による命令及び同条第2項の規定による許可の取消し | | 5～74 略 | |
| 事務 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1～3 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4～73 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1～3 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 和歌山県魚介類行商条例（昭和42年和歌山県条例第7号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（和歌山市の区域のみにおいて行う行商に係るものに限る。） | 和歌山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 条例第3条第1項の規定による許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 条例第4条第2項の規定による許可証の交付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 条例第6条の規定による届出の受理及び許可証の書替え | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 条例第9条第1項の規定による届出の受理及び許可証の再交付並びに同条第2項の規定による許可証の返納の受理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 条例第10条第1項の規定による検査及び同条第2項の規定による標示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 条例第13条の規定による届出の受理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 条例第14条第1項の規定による命令及び同条第2項の規定による許可の取消し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5～74 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年和歌山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

第1条 略

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (2) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (3) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (4) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (5) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (6) 貯湯槽 原湯及び原水を貯留する槽をいう。
- (7) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子等を除去する装置をいう。
- (8) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (9) 調節箱 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓に送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- (10) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- (11) 循環式浴槽 原湯及び原水の使用量を少なくする目的で、浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。
- (12) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (13) 回収槽 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。

(衛生措置の基準)

第3条 略

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設であって客室の延床面積が33平方メートル未満のもの便所は、客用と自家用とに区分しないことができる。
- 3 第1項に規定するもののほか、入浴設備の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 浴槽水は、常に満水状態に保つとともに、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより浴槽からあふれ出させ、清浄に保つこと。
 - (2) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(次号において「水道水」という。)以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
 - (3) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、1年に1回以上水質検査を行い、その結果を証する書類を検査の日から3年間保管すること。
 - (4) 浴槽は、毎日(循環式浴槽にあっては、1週間に1回以上)、完全に換水し、清掃すること。

第1条 略

(衛生措置の基準)

第3条 略

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設であって客室の延床面積が33平方メートル未満のもの便所は、客用と自家用とに区分しないことができる。
- 3 第1項に規定するもののほか、入浴設備の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水並びに洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
 - (2) 浴槽は、毎日(循環ろ過器によって浴槽水を浄化することができる機能を有する浴槽(以下「循環式浴槽」という。))にあっては、

- 1週間に1回以上)、完全に換水し、かつ、清掃すること。
- (3) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を設置している場合にあっては、貯湯槽の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- イ 浴槽水は、1年に1回以上水質検査を行い、当該検査結果を検査の日から3年間保管すること。
- ウ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないようにするとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することができない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤を使用する方法と同等以上の方法によること。
- (5) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるようにするとともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。
- (6) 浴槽水(客ごとに完全換水し清掃するものを除く。)は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行い、その結果を証する書類を検査の日から3年間保管すること。
- (7) 貯湯槽を設置している場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 貯湯槽の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保つとともに、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- イ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- ウ 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。
- (8) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上、十分に洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管については、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。
- イ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去すること。
- ウ 浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤は、浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。
- エ 浴槽水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- オ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- (9) 水位計に通じる配管は1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

- (10) シャワーは1週間に1回以上、内部の水が置き換わるよう通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れを1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- (11) 調節箱を設置している場合は、生物膜の状況を監視し、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (12) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (13) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (14) 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を定期的に行うこと。
- (15) 第3号及び第6号に規定する水質検査の結果、規則で定める事項が水質基準に適合しなかった場合は、その旨を知事に報告すること。
- (16) 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること。
- (17) 新たに営業を開始する場合又は営業を休止した後に再開する場合にあっては、浴場内を十分に消毒した後に営業を開始又は再開すること。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)
第6条 略

2 前項に規定するもののほか、入浴設備に係る構造設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。
- (2) 循環式浴槽を設置している場合は、次に掲げる措置を講ずること。
ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。
イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- (4) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。
- (5) 内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
- (6) 浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行える位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。
- (7) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- (8) 配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。
- (9) 調節箱を設置する場合は清掃を容易に行え

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)
第6条 略

| | |
|---|---|
| <p><u>る構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒が行えるようにすること。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) <u>第7条 前条第2項の規定は、旅館業法施行令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準について準用する。</u></p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準) <u>第8条 略</u> <u>2 第6条第2項の規定は、下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。</u></p> <p>(基準の緩和) <u>第9条 略</u> <u>2 知事は、旅館業の施設の入浴設備について、次に掲げる基準によることが困難であり、かつ、当該入浴設備を利用する宿泊者数その他特別な事情により公衆衛生上支障がないと認める場合においては、その基準を緩和することができる。</u> <u>(1) 第3条第3項に定める基準</u> <u>(2) 第6条第2項に定める基準</u></p> | <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準) <u>第7条 略</u></p> <p>(基準の緩和) <u>第8条 略</u></p> |
|---|---|

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定、第8条に1項を加える改正規定（同条第2項第2号に係る部分に限る。）、同条を第9条とする改正規定、第7条に1項を加える改正規定及び同条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第16号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(給与の減額) 第18条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの勤務しない場合に該当するときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1) 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に</p> | <p>(給与の減額) 第18条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの勤務しない場合に該当するときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1) 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に</p> |

規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第6号において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないとき。

(2)～(5) 略

(6) 職員が子育て部分休暇（当該職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子（満9歳に達した日の属する学年が終わる日に達するまでの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないとき。

規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないとき。

(2)～(5) 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第17号

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（普通課程の訓練基準）</p> <p>第5条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>（短期課程の訓練基準）</p> <p>第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</p> | <p>（普通課程の訓練基準）</p> <p>第5条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>（短期課程の訓練基準）</p> <p>第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</p> |

(4)～(6) 略
2 略

(4)～(6) 略
2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|-------------------|----------|--|----------|------------------|-------|-----|-----|-----|
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行補助施設 | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象とする導線その他の線類 | 地下に設けるもの | 長さ1メートルにつき1年 | 4 | 3 | 2 | 2 |
| | | | その他のもの | | 13 | 9 | 8 | 7 |
| | | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | | 1本につき1年 | 1,000 | 730 | 610 | 540 |
| | その他のもの | | 上空に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 650 | 460 | 380 | 340 |
| | | | 地下に設けるもの | | 390 | 270 | 230 | 200 |
| | | その他のもの | | | 1,300 | 910 | 760 | 680 |

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32

条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第19号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第3号の表中

「1回につき 9,020円」を

「1時間につき 1,760円」に改め、同表備考2中「

陸上競技場映像装置」を「スコアボード、陸上競技場映像装置」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第21号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,929人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,065人</u></p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,921人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,209人</u> (2) 略</p> | <p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,964人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,071人</u></p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,943人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,172人</u> (2) 略</p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第22号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|------------------|-------------|------------------|
| 別表第2（第4条関係） | | 別表第2（第4条関係） | |
| 知事以外の執行機関 | 事務 | 知事以外の執行機関 | 事務 |
| 教育委員会 | 1 略 | 教育委員会 | 1 略 |
| | 2 和歌山県修学奨励金貸与条例（ | | 2 和歌山県修学奨励金貸与条例（ |

| | |
|---|--|
| 平成14年和歌山県条例第37号) 第2条の規定による <u>修学奨励金の貸与、同条例第11条の規定による修学奨励金の返還の猶予又は同条例第12条の規定による修学奨励金の返還期間の延長に関する事務</u> であって規則で定めるもの 3～7 略 | 平成14年和歌山県条例第37号) 第2条の規定による <u>修学奨励金の貸与に関する事務</u> であって規則で定めるもの 3～7 略 |
| 略 | 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第23号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|--|-------------|--|
| 別表第1（第4条関係） | | 別表第1（第4条関係） | |
| 機関 | 事務 | 機関 | 事務 |
| 1 略 | 略 | 1 略 | 略 |
| 2 教育委員会 | (1) 略 (2) <u>和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第2条の規定による修学奨励金の貸与、同条例第11条の規定による修学奨励金の返還の猶予又は同条例第12条の規定による修学奨励金の返還期間の延長に関する事務</u> であって規則で定めるもの (3)～(5) 略 | 2 教育委員会 | (1) 略 (2) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第2条の規定による <u>修学奨励金の貸与に関する事務</u> であって規則で定めるもの (3)～(5) 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例

（趣旨）

第1条 この条例は、大学等に進学し、及び在学する者であつて、学業に対する意欲及び能力が高く、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対し、大学生等進学支援金（以下「進学支援金」という。）を貸与することにより、修学の奨励を図り、もつて県内における有為な人材の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する大学（修業年限が4年又は6年であるものに限る。）及び専修学校の専門課程であつて、教育委員会規則で定める要件を満たす課程をいう。

2 この条例において「高等学校等」とは、法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。

（貸与対象者）

第3条 知事は、次のいずれにも該当する者に進学支援金を貸与することができる。

- (1) 進学支援金の貸与を申請した日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等に入学しようとする者（法に規定する高等専門学校等からの編入学を除く。）であつて、引き続き同日以降に大学等に在学する者
- (2) 進学支援金の貸与を申請した日において、高等学校等（高等専門学校を除く。）を卒業した者若しくは卒業することが見込まれる者又は教育委員会規則の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者
- (3) 高等学校等における全履修科目の評定値の平均が教育委員会規則で定める数値以上である者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第2条に規定する法人をいう。以下「機構」という。）の学資支給金（同法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。以下「給付型奨学金」という。）の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給を受けている者
- (5) 保護者（法第16条に規定する保護者をいう。）が県内に住所を有している者
- (6) 経済的理由により修学が困難であると認められる者
- (7) 教育委員会規則で定める修学のための資金の貸与を受けていない者

2 進学支援金の貸与の対象となる者の決定方法等は、教育委員会規則で定める。

（進学支援金の額等）

第4条 進学支援金の額は、教育委員会規則で定める。

2 進学支援金は、無利息で貸与する。

（進学支援金の支給の期間）

第5条 進学支援金の支給の期間は、当該進学支援金の貸与を受けることとなった日の属する年度の初日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（連帯保証人）

第6条 進学支援金の貸与を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、進学支援金の貸与を受けた者と連帯して進学支援金の返還の債務を負担しなければならない。

（進学支援金の貸与の取消し）

第7条 知事は、進学支援金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、進学支援金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。
- (2) 教育委員会規則で定める書類を提出しなかったとき。

（進学支援金の貸与の打ち切り）

第8条 知事は、進学支援金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、進学支援金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (2) 大学等を退学したとき。

（進学支援金の貸与の停止）

第9条 知事は、進学支援金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、進学支援金の貸与を停止するものとする。

- (1) 大学等を休学したとき。
- (2) 給付型奨学金の支給が停止されたとき。

（進学支援金の返還）

第10条 進学支援金の貸与を受けた者が、大学等を卒業した日（退学した場合その他の教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める日）の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年（次条の規定により返還の期間が延長されたとき又は第12条の規定により返還が猶予されたときは、20年に当該延長された後の期間又は当該猶予された期間を加えた期間）以内に、教育委員会規則で定めるところにより、貸与を受けた進学支援金を返還しなければならない。

2 進学支援金の貸与を受けている者が、第7条の規定により、進学支援金の貸与を取り消されたときは、教育委員会規則で定めるところにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を直ちに返還しなければならない。

（進学支援金の返還期間の延長）

第11条 知事は、進学支援金の貸与を受けた者が経済的理由により前条第1項に規定する期間内に進学支援金を返還することができないと認める場合には、その申請に基づき教育委員会規則で定める期間を限度として、進学支援金の返還に係る期間を延長することができる。

（進学支援金の返還の猶予）

第12条 知事は、進学支援金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、その申請により進学支援金の返還を猶予することができる。

- (1) 法に規定する短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。
- (2) 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。

（進学支援金の返還の免除）

第13条 知事は、進学支援金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当することとなったときは、進学支援金の一部又は全部の返還を免除するものとする。

- (1) 大学等を卒業した日（大学院に進学した場合その他の教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める日）の属する月の翌月から起算して1年以内に県内における居住及び県内又は県外における就業（以下この号において「居住等」という。）を開始し、その居住等をした期間が引き続き教育委員会規則に定める期間に達したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

（延滞金）

第14条 進学支援金の延滞金については、和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第13条の規定を準用する。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

和歌山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

（設置）

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下この条において「大会」という。）の開催に関し、ホストタウン等（大会の選手その他の関係者（以下この条において「選手等」という。）と住民との交流、事前合宿の実施及びこれらの実施に向けた取組を行う地方公共団体をいう。）において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）対策に要する経費の財源に充てるため、和歌山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置す

る。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券等の保有その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（期末手当） 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用につ</p> | <p>（期末手当） 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用につ</p> |

いては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

いては、同項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>附 則 （感染症患者等接触手当の特例）</p> <p>7 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、次に掲げるものに従事したときは、感染症患者等接触手当を支給する。この場合において、第27条の規定は適用しない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>附 則 （感染症患者等接触手当の特例）</p> <p>7 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、次に掲げるものに従事したときは、感染症患者等接触手当を支給する。この場合において、第27条の規定は適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|------------------------|
| 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 | 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 |

(第2条関係)

1～8 略

9 農業関係事務

(1) 略

(2) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア・イ 略

(3) 略

10 略

11 漁業関係事務

(1) 漁業法(昭和24年法律第267号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査 1件につき 3,700円

イ 法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査 1件につき 3,700円

ウ 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査 1件につき 2,500円

エ 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査 1件につき 1,200円

オ 法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査 1件につき 1,200円

カ 法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査 1件につき 2,500円

キ 法第57条第1項の規定に基づく漁業であって、5トン以上の漁船により行うものに係る漁業の許可の申請に対する審査 1件につき 2,900円

ク 法第57条第1項の規定に基づく漁業であって、5トン以上の漁船により行うものに係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 2,400円

(2)～(6) 略

12 畜産関係事務

(1)～(12) 略

(13) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付 1件につき 760円

イ・ウ 略

エ 法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 1件につき 1,700円

オ 法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 1件につき 1,700円

カ 略

キ 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号。クにおいて「規則」という。)第38条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付 1件につき 1,700円

ク 規則第39条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付 1件につき 1,700円

13 土木関係事務

(1)～(7) 略

(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以

(第2条関係)

1～8 略

9 農業関係事務

(1) 略

(2) 肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア・イ 略

(3) 略

10 略

11 漁業関係事務

(1) 漁業法(昭和24年法律第267号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査 1件につき 3,700円

イ 法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査 1件につき 3,700円

ウ 法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査 1件につき 2,500円

エ 法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査 1件につき 1,200円

オ 法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査 1件につき 1,200円

カ 法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査 1件につき 2,500円

キ 法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査 1件につき 2,900円

ク 法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 2,400円

(2)～(6) 略

12 畜産関係事務

(1)～(12) 略

(13) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付 1件につき 760円

イ・ウ 略

エ 法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 1件につき 1,700円

オ 法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 1件につき 1,700円

カ 略

13 土木関係事務

(1)～(7) 略

(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以

下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 略

イ 建築設備及び工作物に関する確認の申請に対する審査

(7) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査

a・b 略

(4) 略

ウ 建築物に関する構造計算適合性判定
法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(ウにおいて「構造計算適合性判定」という。)の手数料の額は、判定1件につき、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 区分 | | 金額 |
|--|-------|----|
| 構造計算適合性判定対象 床面積 | 判定の方法 | |
| 略 | | |
| 備考 1・2 略 3 「ピアチェック」とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が、それぞれ同項第2号イ又は第3号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。 | | |

エ 建築物に関する完了検査

(7) 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

| |
|---|
| 略 |
|---|

(4) 略

オ 建築設備及び工作物に関する完了検査
(7) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 19,000円

(4) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 14,000円

カ 中間検査を受けた建築物に関する完了検査

(7) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

| |
|---|
| 略 |
|---|

(4) 略

キ 中間検査を受けた建築設備及び工作物に関する完了検査

(7) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備についての法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 18,000円

(4) 法第7条の3第1項の特定工程に係る工作物についての法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は第

下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 略

イ 建築設備及び工作物に関する確認の申請に対する審査

(7) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査

a・b 略

(4) 略

ウ 建築物に関する構造計算適合性判定
法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(ウにおいて「構造計算適合性判定」という。)の手数料の額は、判定1件につき、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 区分 | | 金額 |
|---|-------|----|
| 構造計算適合性判定対象 床面積 | 判定の方法 | |
| 略 | | |
| 備考 1・2 略 3 「ピアチェック」とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。 | | |

エ 建築物に関する完了検査

(7) 法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

| |
|---|
| 略 |
|---|

(4) 略

オ 建築設備及び工作物に関する完了検査
(7) 法第87条の2において準用する法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査 1件につき 19,000円

(4) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査 1件につき 14,000円

カ 中間検査を受けた建築物に関する完了検査

(7) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

| |
|---|
| 略 |
|---|

(4) 略

キ 中間検査を受けた建築設備及び工作物に関する完了検査

(7) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備についての法第87条の2において準用する法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査 1件につき 18,000円

(4) 法第7条の3第1項の特定工程に係る工作物についての法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は第

18条第16項の規定に基づく完了検査
1件につき 13,000円
ク 建築物に関する中間検査
法第7条の3第1項又は第18条第19項
の規定に基づく中間検査の手数料の額は
、中間検査1件につき、次の表のとおり
とする。

略

ケ 建築設備及び工作物に関する中間検査
(7) 法第87条の4において準用する法第
7条の3第1項又は第18条第19項の規
定に基づく中間検査 1件につき 18
,000円
(4) 法第88条第1項において準用する法
第7条の3第1項又は第18条第19項の
規定に基づく中間検査 1件につき
14,000円
コ 法第7条の6第1項第1号又は第2号
(法第87条の4又は第88条第1項若しく
は第2項において準用する場合を含む。
)の規定に基づく仮使用の認定の申請に
対する審査 1件につき 120,000円
サ 略
シ 建築設備及び工作物に関する計画の通
知に対する審査
(7) 法第87条の4において準用する法第
18条第2項の規定に基づく計画の通知
に対する審査
a・b 略
(4) 略
ス〜ユ 略
ヨ 法第67条第5項第2号の規定に基づく
同項本文に規定する建築物の壁面の位置
の制限に関する特例の許可の申請に対す
る審査 1件につき 160,000円
ラ〜さ 略
シ 法第86条第2項の規定に基づく複数建
築物に関する特例の認定の申請に対する
審査 1件につき 建築物(既存建築物
を除く。しにおいて同じ。)の数が1で
ある場合にあっては78,000円、建築物の
数が2以上である場合にあっては78,000
円に1を超える建築物の数に28,000円を
乗じて得た額を加算した額
す 略
せ 法第86条第4項の規定に基づく既存建
築物を前提とした総合的設計による広い
空地を有する一団地の建築物の特例許可
の申請に対する審査 1件につき 建築
物(既存建築物を除く。せにおいて同じ
。)の数が1である場合にあっては220,
000円、建築物の数が2以上である場合
にあっては220,000円に1を超える建築
物の数に28,000円を乗じて得た額を加算
した額
そ 法第86条の2第1項の規定に基づく同
一敷地内建築物以外の建築物の建築の認
定の申請に対する審査 1件につき 建
築物(同一敷地内建築物を除く。そにお
いて同じ。)の数が1である場合にあっ
ては78,000円、建築物の数が2以上で
ある場合にあっては78,000円に1を超
える建築物の数に28,000円を乗じて得
た額を加算した額
た 法第86条の2第2項の規定に基づく同
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築
の許可の申請に対する審査 1件につき
建築物(同一敷地内認定建築物を除く
。たにおいて同じ。)の数が1である場
合にあっては220,000円、建築物の数が

18条第14項の規定に基づく完了検査
1件につき 13,000円
ク 建築物に関する中間検査
法第7条の3第1項又は第18条第17項
の規定に基づく中間検査の手数料の額は
、中間検査1件につき、次の表のとおり
とする。

略

ケ 建築設備及び工作物に関する中間検査
(7) 法第87条の2において準用する法第
7条の3第1項又は第18条第17項の規
定に基づく中間検査 1件につき 18
,000円
(4) 法第88条第1項において準用する法
第7条の3第1項又は第18条第17項の
規定に基づく中間検査 1件につき
14,000円
コ 法第7条の6第1項第1号(法第87条
の2第1項又は第88条第2項において準
用する場合を含む。)の規定に基づく仮
使用の認定の申請に対する審査 1件に
つき 120,000円
サ 略
シ 建築設備及び工作物に関する計画の通
知に対する審査
(7) 法第87条の2において準用する法第
18条第2項の規定に基づく計画の通知
に対する審査
a・b 略
(4) 略
ス〜ユ 略
ヨ 法第67条第5項第2号の規定に基づく
同項本文に規定する建築物の壁面の位置
の制限に関する特例の許可の申請に対す
る審査 1件につき 160,000円
ラ〜さ 略
シ 法第86条第2項の規定に基づく複数建
築物に関する特例の認定の申請に対する
審査 1件につき 建築物(既存建築物
を除く。しにおいて同じ。)の数が1で
ある場合にあっては78,000円、建築物の
数が2以上である場合にあっては78,000
円に1を超える建築物の数に28,000円を
乗じて得た額を加算した額
す 略
せ 法第86条第4項の規定に基づく既存建
築物を前提とした総合的設計による広い
空地を有する一団地の建築物の特例許可
の申請に対する審査 1件につき 建築
物(既存建築物を除く。しにおいて同じ
。)の数が1である場合にあっては220,
000円、建築物の数が2以上である場合
にあっては220,000円に1を超える建築
物の数に28,000円を乗じて得た額を加算
した額
そ 法第86条の2第1項の規定に基づく同
一敷地内建築物以外の建築物の建築の認
定の申請に対する審査 1件につき 建
築物(同一敷地内建築物を除く。すにお
いて同じ。)の数が1である場合にあっ
ては78,000円、建築物の数が2以上で
ある場合にあっては78,000円に1を超
える建築物の数に28,000円を乗じて得
た額を加算した額
た 法第86条の2第2項の規定に基づく同
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築
の許可の申請に対する審査 1件につき
建築物(同一敷地内認定建築物を除く
。せにおいて同じ。)の数が1である場
合にあっては220,000円、建築物の数が

| | |
|---|---|
| <p>2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>ち 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき建築物(同一敷地内許可建築物を除く。ちにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>つ〜ひ 略</p> <p>備考 略</p> <p>(8)の2〜(16) 略</p> <p>14〜20 略</p> | <p>2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>ち 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき建築物(同一敷地内許可建築物を除く。そにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>つ〜ひ 略</p> <p>備考 略</p> <p>(8)の2〜(16) 略</p> <p>14〜20 略</p> |
|---|---|

第2条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1〜5 略</p> <p>6 工業関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機器分析</p> <p>ア 元素分析</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) <u>全有機体炭素・窒素分析(ウを除く。)</u> 1試料1成分につき <u>5,910円</u></p> <p>(ウ) <u>全有機体炭素分析(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第1項に規定する日本薬局方に定める有機体炭素試験法に限る。)</u> 1試料につき <u>4,130円</u></p> <p>イ 分光分析</p> <p>(7) 誘導結合プラズマ発光分析</p> <p>a 定性 1試料1成分につき <u>12,020円</u></p> <p>b 定量 1試料1成分につき <u>8,640円</u></p> <p>(イ)〜(エ) 略</p> <p>ウ〜ケ 略</p> <p>(3)〜(7) 略</p> <p>(8) 物性測定</p> <p>ア〜オ 略</p> <p>カ 界面特性測定</p> <p>(7) <u>接触角測定</u> 1試料につき <u>3,300円</u></p> <p>(イ) <u>その他界面特性測定(1時間(1時間未満は1時間とする。))につき</u> <u>5,500円</u></p> <p>キ 略</p> <p>(9)〜(13) 略</p> <p>(14) 特定分野試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)</p> <p>(7) 物性試験</p> <p>a <u>パイル保持率</u> 1試料につき <u>6,610円</u></p> <p>b <u>耐水圧</u> 1試料につき <u>2,090円</u></p> <p>c <u>編目長 12口(12口未満は、12口とする。)</u> につき <u>2,980円</u></p> <p>d <u>引裂き</u> 1試料につき <u>3,870円</u></p> <p>e <u>破裂</u> 1試料につき <u>2,430円</u></p> | <p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1〜5 略</p> <p>6 工業関係事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機器分析</p> <p>ア 元素分析</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) <u>全有機体炭素・窒素分析</u> 1試料1成分につき <u>5,910円</u></p> <p>イ 分光分析</p> <p>(7) 誘導結合プラズマ発光分析</p> <p>a 定性 1試料1成分につき <u>12,100円</u></p> <p>b 定量 1試料1成分につき <u>8,180円</u></p> <p>(イ)〜(エ) 略</p> <p>ウ〜ケ 略</p> <p>(3)〜(7) 略</p> <p>(8) 物性測定</p> <p>ア〜オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(9)〜(13) 略</p> <p>(14) 特定分野試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)</p> <p>(7) 物性試験</p> <p>a <u>風合い測定</u> 1試料1項目につき <u>2,510円</u></p> <p>b <u>編目長 12口(12口未満は、12口とする。)</u> につき <u>2,980円</u></p> <p>c <u>寸法変化</u> 1試料につき <u>2,210円</u></p> <p>d <u>破裂</u> 1試料につき <u>2,430円</u></p> <p>e <u>引裂き</u> 1試料につき <u>3,870円</u></p> |

- f 略
- g 寸法変化 1 試料につき 2,210円
- h 風合い測定 1 試料1 項目につき 2,510円
- i・j 略
- (i)~(j) 略
- ウ~オ 略
- カ 皮革
 - (7) 皮革物性試験
 - a 厚さ 1 試料につき 950円
 - b 引張 1 試料につき 2,010円
 - c 引裂荷重 1 試料につき 2,010円
 - d 耐水圧 1 試料につき 2,090円
- e・f 略
- g 透湿度 1 試料につき 1,450円
- h 略
- (i)・(j) 略
- キ 医薬品等
 - (7)・(i) 略
 - (j) 製造用水試験 1 件につき 7,030円
- ク 略
- (15)~(18) 略
- 備考 略
- 7~12 略
- 13 土木関係事務
 - (1)~(7) 略
 - (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
- ア~エ 略
- オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査
 - (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び第12号において「建築物省エネ法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号及び第15号において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)を受けた建築物(建築物省エネ法第25条第1項及び第35条第8項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項及び第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。以下この号において「適合判定建築物」という。)に係る法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、次の表に定める額を加えて得た額とする。

| 床面積の合計 | 金額 |
|----------------------------------|----------|
| 1,000平方メートル以内のもの | 17,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | 83,000円 |
| 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 132,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、25 | 166,000円 |

- f 略
- g パイル保持率 1 試料につき 6,610円
- h・i 略
- (i)~(j) 略
- ウ~オ 略
- カ 皮革
 - (7) 皮革物性試験
 - a 透湿度 1 試料につき 1,450円
 - b 厚さ 1 試料につき 950円
 - c 引張 1 試料につき 2,010円
 - d 引裂荷重 1 試料につき 2,010円
- e・f 略
- g 略
- (i)・(j) 略
- キ 医薬品等
 - (7)・(i) 略
 - (j) 製造用水試験 1 件につき 6,440円
- ク 略
- (15)~(18) 略
- 備考 略
- 7~12 略
- 13 土木関係事務
 - (1)~(7) 略
 - (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
- ア~エ 略

| | |
|-----------------------------------|----------|
| ,000平方メートル以内のもの | |
| 25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 208,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 291,000円 |

(4) (7)の表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について算定する。ただし、建築物の増築又は改築を行う場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び第15号において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第15号において同じ。)を算定するときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

カ・キ 略
ク 建築物エネルギー消費性能適合性判定及び中間検査を受けた建築物に関する完了検査

法第7条の3第1項の特定工程に係る適合判定建築物についての法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、キ(7)に定める額に、オ(7)に定める額を加えて得た額とする。

ケ～す 略
せ 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査1件につき建築物(既存建築物を除く。せにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

そ 略
た 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可の申請に対する審査1件につき建築物(既存建築物を除く。たにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

ち 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査1件につき建築物(同一敷地内建築物を除く。ちにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

つ 法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査1件につき建築物(同一敷地内認定建築物を除く。つにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗

オ・カ 略

キ～さ 略
し 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査1件につき建築物(既存建築物を除く。しにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

す 略
せ 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可の申請に対する審査1件につき建築物(既存建築物を除く。せにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

そ 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査1件につき建築物(同一敷地内建築物を除く。そにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

た 法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査1件につき建築物(同一敷地内認定建築物を除く。たにおいて同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗

じて得た額を加算した額
て 法第86条の2第3項の規定に基づく同
 一般地内許可建築物以外の建築物の建築
 の許可の申請に対する審査 1件につき
 建築物(同一一般地内許可建築物を除く
 。てにおいて同じ。)の数が1である場
 合にあっては220,000円、建築物の数が
 2以上である場合にあっては220,000円
 に1を超える建築物の数に28,000円を乗
 じて得た額を加算した額

と～へ 略

備考

- 1 都市計画法、道路法(昭和27年法律第18
 0号)若しくは土地区画整理法(昭和29年
 法律第119号)による事業その他の公共事
 業の施行により立退きのため移転する建築
 物等又は災害により滅失し、若しくは損壊
 したため当該災害発生の日から6月以内に
 建築若しくは修繕若しくは大規模な模様替
 えをしようとする建築物等に係るアからセま
 でに掲げる手数料の額は、アからセま
 での規定にかかわらず、当該手数料の額の2
 分の1の額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、災害救助法(昭
 和22年法律第118号)の適用を受ける地域
 内において災害により滅失し、又は損壊し
 たため、当該災害の日から6月以内に工事
 に着工しようとする建築物等及び地方公共
 団体が行う災害応急住宅に係るアからシま
 でに掲げる手数料については免除する。
- 3 略
- (8)の2～(11) 略
- (12) 都市の低炭素化の促進に関する法律(以
 下この号において「法」という。)の施行
 に関する事務
 ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の
 申請に対する審査
 (7) 法第54条第2項の規定に基づく申出
 がない場合
 a 申請に係る建築物が建築物省エネ
 法第11条第1項に規定する住宅部分
 (以下この号において「住宅部分」
 という。)を有するもの(同項に規
 定する非住宅部分(以下この号にお
 いて「非住宅部分」という。)を有
 する建築物を除く。)である場合
 (a)・(b) 略
 b 申請に係る建築物が非住宅部分を
 有するもの(住宅部分を有する建築
 物を除く。)を認定する場合の手数
 料の額は、申請に係る建築物につき
 、次の表の左欄及び中欄に掲げる区
 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定
 める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|----------------------|---|----------|
| モデル建 物法等以 外の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、1,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 295,000円 |

じて得た額を加算した額
ち 法第86条の2第3項の規定に基づく同
 一般地内許可建築物以外の建築物の建築
 の許可の申請に対する審査 1件につき
 建築物(同一一般地内許可建築物を除く
 。ちにおいて同じ。)の数が1である場
 合にあっては220,000円、建築物の数が
 2以上である場合にあっては220,000円
 に1を超える建築物の数に28,000円を乗
 じて得た額を加算した額

つ～ひ 略

備考

- 1 都市計画法、道路法(昭和27年法律第18
 0号)若しくは土地区画整理法(昭和29年
 法律第119号)による事業その他の公共事
 業の施行により立退きのため移転する建築
 物等又は災害により滅失し、若しくは損壊
 したため当該災害発生の日から6月以内に
 建築若しくは修繕若しくは大規模な模様替
 えをしようとする建築物等に係るアからシ
 までに掲げる手数料の額は、アからシま
 での規定にかかわらず、当該手数料の額の2
 分の1の額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、災害救助法(昭
 和22年法律第118号)の適用を受ける地域
 内において災害により滅失し、又は損壊し
 たため、当該災害の日から6月以内に工事
 に着工しようとする建築物等及び地方公共
 団体が行う災害応急住宅に係るアからシま
 でに掲げる手数料については免除する。
- 3 略
- (8)の2～(11) 略
- (12) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平
 成24年法律第84号。以下この号において「
 法」という。)の施行に関する事務
 ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の
 申請に対する審査
 (7) 法第54条第2項の規定に基づく申出
 がない場合
 a 申請に係る建築物が建築物のエネ
 ルギー消費性能の向上に関する法律
 (平成27年法律第53号。以下この号
 において「建築物省エネ法」という
)第11条第1項に規定する住宅部
 分(以下この号において「住宅部分
 」という。)を有するもの(同項に
 規定する非住宅部分(以下この号に
 おいて「非住宅部分」という。)を
 有する建築物を除く。)である場合
 (a)・(b) 略
 b 申請に係る建築物が非住宅部分を
 有するもの(住宅部分を有する建築
 物を除く。)を認定する場合の手数
 料の額は、申請に係る建築物につき
 、次の表の左欄及び中欄に掲げる区
 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定
 める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|----------------------|---|----------|
| モデル建 物法等以 外の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、1,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 295,000円 |

| | | |
|----------|---|----------|
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 17,000円 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 略 | |
| モデル建築物法等 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 115,000円 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 17,000円 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 略 | |
| 備考 略 | | |

- c 略
- (i) 略
- イ 略
- (13)・(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
- ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

(7) 申請しようとする建築物が工場等(

| | | |
|----------|---|---|
| | | |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 略 | |
| モデル建築物法等 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 略 | |
| 備考 略 | | |

- c 略
- (i) 略
- イ 略
- (13)・(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
- ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(イにおいて「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの又はこれらに類するものをいう。(4)において同じ。)以外の建築物である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|--------------|--|----------|
| モデル建築物法以外の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けている場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 295,000円 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けている場合) | 17,000円 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 略 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けている場合) | 略 |
| | 略 | |
| モデル建築物法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(モデル建築物法による認定を受けている場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法による認定を受けていない場合) | 115,000円 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法による認定を受けている場合) | 17,000円 |

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|--------------|--|----|
| モデル建築物法以外の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けている場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建築物法以外の方法による認定を受けている場合) | 略 |
| | 略 | |
| | 略 | |
| モデル建築物法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(モデル建築物法による認定を受けている場合) | 略 |

| | |
|--|---|
| 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合) | 略 |
| 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合) | 略 |
| 略 | |

備考

- 1 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。
- 2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定(同条第3項に規定する他の建築物(以下この号において単に「他の建築物」という。)に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
- 3 「モデル建物法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定(他の建築物に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。
- 4 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の増築又は改築を行う場合であって、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量の算定をするときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

| | |
|--|---|
| 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合) | 略 |
| 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合) | 略 |
| 略 | |

備考

- 1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。
- 2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定(同条第3項に規定する他の建築物(以下この号において単に「他の建築物」という。)に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
- 3 「モデル建物法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定(他の建築物に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。

(4) 申請しようとする建築物が工場等である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|-------------|---|---------|
| モデル建物法以外の方法 | 300平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 24,000円 |
| | 300平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 10,000円 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 32,000円 |

| | |
|---|----------|
| 3,000平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 17,000円 |
| 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 44,000円 |
| 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 28,000円 |
| 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 105,000円 |
| 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 83,000円 |
| 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 156,000円 |
| 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 132,000円 |
| 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 193,000円 |
| 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 166,000円 |
| 25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合) | 239,000円 |
| 25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合) | 208,000円 |

| | | |
|--------|---|-----------------|
| | <u>一トル未満のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）</u> | |
| | <u>50,000平方メートル以上のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けていない場合）</u> | <u>330,000円</u> |
| | <u>50,000平方メートル以上のもの（モデル建物法以外の方法による認定を受けている場合）</u> | <u>291,000円</u> |
| モデル建物法 | <u>300平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）</u> | <u>19,000円</u> |
| | <u>300平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）</u> | <u>10,000円</u> |
| | <u>300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）</u> | <u>27,000円</u> |
| | <u>300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）</u> | <u>17,000円</u> |
| | <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）</u> | <u>39,000円</u> |
| | <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）</u> | <u>28,000円</u> |
| | <u>2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けていない場合）</u> | <u>99,000円</u> |
| | <u>2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（モデル建物法による認定を受けている場合）</u> | <u>83,000円</u> |
| | <u>5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（</u> | <u>148,000円</u> |

| | |
|--|----------|
| モデル建物法による認定を受けていない場合) | |
| 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合) | 132,000円 |
| 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合) | 184,000円 |
| 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合) | 166,000円 |
| 25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合) | 229,000円 |
| 25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(モデル建物法による認定を受けている場合) | 208,000円 |
| 50,000平方メートル以上のもの(モデル建物法による認定を受けていない場合) | 318,000円 |
| 50,000平方メートル以上のもの(モデル建物法による認定を受けている場合) | 291,000円 |

備考

- 1 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。
- 2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定(他の建築物に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
- 3 「モデル建物法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定(他の建築物に係るものに限る。)であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。
- 4 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の増築又は改築を行う場合であって、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量の算定をするときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

イ 略

ウ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に同条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査

(7) 法第35条第2項の規定に基づく申出がない場合

a 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号において「住宅部分」という。)を有するもの(同項に規定する非住宅部分(以下この号において「非住宅部分」という。)を有する建築物を除く。)である場合

(a) 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)の住戸を認定する場合((b)に規定する場合を除く。)の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 床面積の合計 | 金額 |
|--|----|
| 略 | |
| 備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。 | |

(b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 床面積の合計 | 金額 |
|--|----|
| 略 | |
| 備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。 | |

b 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|------|--------|----|
|------|--------|----|

イ 略

ウ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に同条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査

(7) 法第30条第2項の規定に基づく申出がない場合

a 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号において「住宅部分」という。)を有するもの(同項に規定する非住宅部分(以下この号において「非住宅部分」という。)を有する建築物を除く。)である場合

(a) 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)の住戸を認定する場合((b)に規定する場合を除く。)の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 床面積の合計 | 金額 |
|--|----|
| 略 | |
| 備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。 | |

(b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 床面積の合計 | 金額 |
|--|----|
| 略 | |
| 備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。 | |

b 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|------|--------|----|
|------|--------|----|

| | | |
|---------------------|---|----------|
| モデル建 物法以外 の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、1,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 295,000円 |
| | 300平方メートル以 上、1,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がある場 合) | 17,000円 |
| | 1,000平方メートル 以上、2,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 略 |
| | 1,000平方メートル 以上、2,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がある場 合) | 略 |
| | 略 | |
| モデル建 物法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、1,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 115,000円 |
| | 300平方メートル以 上、1,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がある場 合) | 17,000円 |
| | 1,000平方メートル 以上、2,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 略 |
| | 1,000平方メートル 以上、2,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がある場 合) | 略 |
| | 略 | |
| 備考 | <p>1 「モデル建物法」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による方法をいう。</p> <p>2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判</p> | |

| | | |
|---------------------|--|---|
| モデル建 物法以外 の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がある場 合) | 略 |
| | 略 | |
| | 略 | |
| | 略 | |
| モデル建 物法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合) | 略 |
| | 300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がある場 合) | 略 |
| | 略 | |
| | 略 | |
| | 略 | |
| 備考 | <p>1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による方法をいう。</p> <p>2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判</p> | |

定機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

定機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

c 略

(イ) 法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、第8号ア(7)に定める額に、申請の内容に応じ、(7)に定める額を加えて得た額とする。

c 略

(イ) 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、第8号ア(7)に定める額に、申請の内容に応じ、(7)に定める額を加えて得た額とする。

エ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査

エ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査

(7) 法第35条第2項の規定に基づく申出がない場合の手数料の額は、申請に係る法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)及び他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(7)に定める額とする。

(7) 法第30条第2項の規定に基づく申出がない場合の手数料の額は、申請に係る法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)及び他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(7)に定める額とする。

(イ) 法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請建築物につきウ(イ)に定める額に、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(7)に定める額を加えて得た額とする。

(イ) 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請建築物につきウ(イ)に定める額に、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(7)に定める額を加えて得た額とする。

オ 法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査

オ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査

(7)~(ウ) 略

(7)~(ウ) 略

カ 法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査 申請建築物及び他の建築物の数が1につき申請内容に応じ、オに定める額

カ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。)に対する審査 申請建築物及び他の建築物の数が1につき申請内容に応じ、オに定める額

キ 法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

キ 法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

(7) 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの(非住宅部分を有する建築物を除く。)である場合

(7) 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの(非住宅部分を有する建築物を除く。)である場合

a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|---|--------|----|
| 略 | | |
| 備考 | | |
| 1 「モデル住宅法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。 | | |
| 2 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ | | |

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|--|--------|----|
| 略 | | |
| 備考 | | |
| 1 「モデル住宅法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。 | | |
| 2 「仕様基準の評価の方法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 | | |

(3)の基準による方法をいう。

3 略

b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|--|--------|----|
| 略 | | |
| 備考 | | |
| 1 「フロア入力法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。 | | |
| 2 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。 | | |
| 3 略 | | |

(i) 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|--------------|---|----------|
| モデル建築物法以外の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 295,000円 |
| | 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 17,000円 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| | 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 略 | 略 |
| モデル建築物法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |

令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。

3 略

b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|---|--------|----|
| 略 | | |
| 備考 | | |
| 1 「フロア入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。 | | |
| 2 「仕様基準の評価の方法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。 | | |
| 3 略 | | |

(i) 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 方法の別 | 床面積の合計 | 金額 |
|--------------|---|----|
| モデル建築物法以外の方法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| | 略 | 略 |
| | 略 | 略 |
| | 略 | 略 |
| モデル建築物法 | 略 | 略 |
| | 300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |

| | | | |
|---|----------|--|---|
| 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 115,000円 | | |
| 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 17,000円 | | |
| 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合) | 略 |
| 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 | 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合) | 略 |
| 略 | | 略 | |
| 備考 1 「モデル建物法」とは、 <u>基準省令第1条第1項第1号口の基準による方法</u> をいう。 2 略 | | 備考 1 「モデル建物法」とは、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口の基準による方法</u> をいう。 2 略 | |
| (7) 略 | | (7) 略 | |
| (16) 略 | | (16) 略 | |
| 14~20 略 | | 14~20 略 | |

第3条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係) 1・2 略 3 環境・衛生関係事務 (1) 検査等 ア~コ 略 サ <u>食品衛生法第51条第1項に規定する公衆衛生上必要な措置の実施状況の検査</u> (7) <u>全ての工程の検査(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第66条の2第3項第1号に規定する衛生管理計画(7)において単に「衛生管理計画」という。)及び同項第2号に規定する手順書(7)において単に「手順書」という。)を作成した場合の検査に限る。</u> 1件につき 30,000円 (4) <u>全ての工程の検査(7)に該当するものを除く。</u> 1件につき 15,000円 (7) <u>衛生管理計画及び手順書の見直しに伴う内容の変更があった場合における工程(当該変更に係るものに限る。)の検査 1件につき 10,000円</u> (2)・(3) 略 (4) 許可関係事務 ア・イ 略 ウ 食品衛生法(ウにおいて「法」という。)の施行に関する事務 | 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係) 1・2 略 3 環境・衛生関係事務 (1) 検査等 ア~コ 略 (2)・(3) 略 (4) 許可関係事務 ア・イ 略 ウ 食品衛生法(ウにおいて「法」という。)の施行に関する事務 |

- (7) 法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。ウにおいて「政令」という。)第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (イ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (ロ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (エ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (カ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第5号に規定する魚介類売り営業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (キ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (ク) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ケ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (コ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (サ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (シ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ス) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (セ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ソ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (タ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (チ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (リ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第17号に規定する氷雪製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (7) 法第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。ウにおいて「政令」という。)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (イ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (ロ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (エ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (カ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (キ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ク) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ケ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (コ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (サ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (シ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ス) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (セ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ソ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 10,600円
- (タ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類売り営業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (チ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (リ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円

- (ウ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (フ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ト) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (チ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (ニ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ハ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ヘ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第24号に規定する麺類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ロ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第25号に規定するそうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ハ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 25,000円
- (ヒ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ニ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 25,000円
- (ホ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ヘ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (マ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (シ) 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円

エ〜カ 略
キ及びク 削除

- (ツ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (フ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ト) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (チ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ニ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ハ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ヘ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ロ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (ハ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくしょう油製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (ヒ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (ニ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- (ホ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (ホ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (マ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
- (シ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ウ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
- (ウ) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円

エ〜カ 略
キ 和歌山県魚介類行商条例(昭和42年和歌山県条例第7号。キにおいて「条例」という。)の施行に関する事務
⑦ 条例第3条第1項の規定に基づく行

| | |
|---|---|
| <p>ケ～タ 略 (5) 略 4～20 略</p> | <p>商の許可の申請に対する審査 1件につき 1,000円 (4) 条例第10条第1項の規定に基づく容器の検査 1件につき 150円 ク 削除 ケ～タ 略 (5) 略 4～20 略</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第3条の規定 令和3年6月1日